

和歌山市学校部活動の地域展開等の
在り方に関する方針

和歌山市教育委員会
令和8年 3月

- I 学校部活動の地域展開等に係る国及び県の動向

- II 和歌山市の中学校部活動を取り巻く現状

- III 和歌山市における今後の目指す姿と取組の方向性
 - 1. 目指す姿
 - 2. 学校部活動の地域展開等のイメージモデル
 - 3. 学校部活動の地域展開等の進め方
 - 4. スケジュール
 - 5. 地域クラブ活動の認定制度について

- IV 和歌山市教育委員会等の役割
 - 1. 和歌山市教育委員会の役割
 - 2. 学校の役割

- V 方針の見直し

はじめに

中学校の部活動については、学習指導要領において「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」とされています。また、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、「スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた」と示されています。

本市においても、これまでの部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保、異年齢との交流の中での豊かな人間関係の構築、体力や技術の向上等、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化による生徒数減少の影響により、部活動の種目数の減少や単独で試合に出られない競技の増加など、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、今後さらに学校単位での部活動の維持が困難になることが予想されます。また、生徒の学校部活動に求めるニーズが多様化してきたことや、専門的な知識を持った指導力のある教員の不足、教員の長時間労働を前提とした運営管理等、多くの課題が生じ、複雑さも増してきています。

和歌山市では、これまで学校部活動が果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたって子供たちが主体的に「やりたいこと」を選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的に、部活動の地域展開等を進めていきます。まずは、学校部活動の地域展開を休日から段階的に実施し、これまで学校部活動にはなかった種目も含めて、校区を越えて生徒が自身の興味関心に応じて「やりたいこと」を選択して活動できる仕組みを作っていきます。そのために、スポーツ・文化芸術団体、NPO団体、地域団体の皆さまと連携・協力し、より豊かで幅広い子供たちの活動となるよう願っています。

I 学校部活動の地域展開等に係る国及び県の動向

学校部活動改革についての国及び県のガイドラインと概要は次のとおりである。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

(令和7年12月スポーツ庁・文化庁)

中学生世代の人口は更なる減少が続いており、地方部を中心として、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ(※P3参照)を受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

●地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、**新たな価値**を創出することが重要。

<新たな価値の例>

- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
- ② 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

●今後の改革の方向性

改革期間	「 改革実行期間 」(前期：令和8～10年度⇒ 中間評価⇒ 後期：令和11～13年度)
取組方針	<p>・休日については、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</p> <p>※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</p> <p>※地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</p> <p>・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。(まずは、国において、実現可能な活動の在り方等を検証)</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>

「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針―生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して―」

(令和6年2月和歌山県教育委員会)

学校部活動については、その意義を踏まえた上で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、近隣の市町村や、近隣校と連携することで、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、学校部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同学校部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていく。地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、段階的に進めていく。令和6年度から令和8年度までを地域連携・地域移行の改革準備期間と定め、令和10年度までに地域クラブ活動の充実を目指す。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめより

(令和7年5月)

「改革推進期間」終了後となる令和8年度以降についても、中学生世代の今後の人口動向の推計では、生徒数が減少傾向となっている。そのため、引き続き、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは急務であり、地方公共団体において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、国として、次期の改革期間を設定し、その改革期間における取組方針等を明らかにする必要がある。その際、「改革推進期間」における取組状況等を踏まえ、次期改革期間においては、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、これまで具体的な方針を示していなかった平日の取扱いについても考え方を整理する必要がある。

II 和歌山市の中学校部活動を取り巻く現状

本市における中学校生徒数と部活動加入生徒数及び部活動加入率の推移は次のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生徒数	7,331人	7,299人	7,150人	7,038人	7,099人
部活動加入生徒	5,991人	5,832人	5,744人	5,757人	5,722人
部活動加入率	80% (運動部 58%) (文化部 22%)	80% (運動部 56%) (文化部 24%)	78% (運動部 55%) (文化部 23%)	79% (運動部 54%) (文化部 25%)	80% (運動部 55%) (文化部 25%)

過去5年間の傾向では、生徒数の減少が見られる中、部活動加入率については、大きな変動は見られない。スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等の意義をもつ学校部活動へのニーズは高い水準を保っている。しかし、野球・サッカーなどの運動部の団体競技においては、部員数がチーム結成人数に足らずに、複数校で合同チームを結成するといったケースが増加傾向にある。

また、競技や種目の専門性を有する指導者が配置されていない部や顧問が一人だけの部があり、十分な指導を受ける機会の不均衡が生じている現状がある。

III 和歌山市における今後の目指す姿と取組の方向性

1. 目指す姿

和歌山市における、生徒の多様で豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

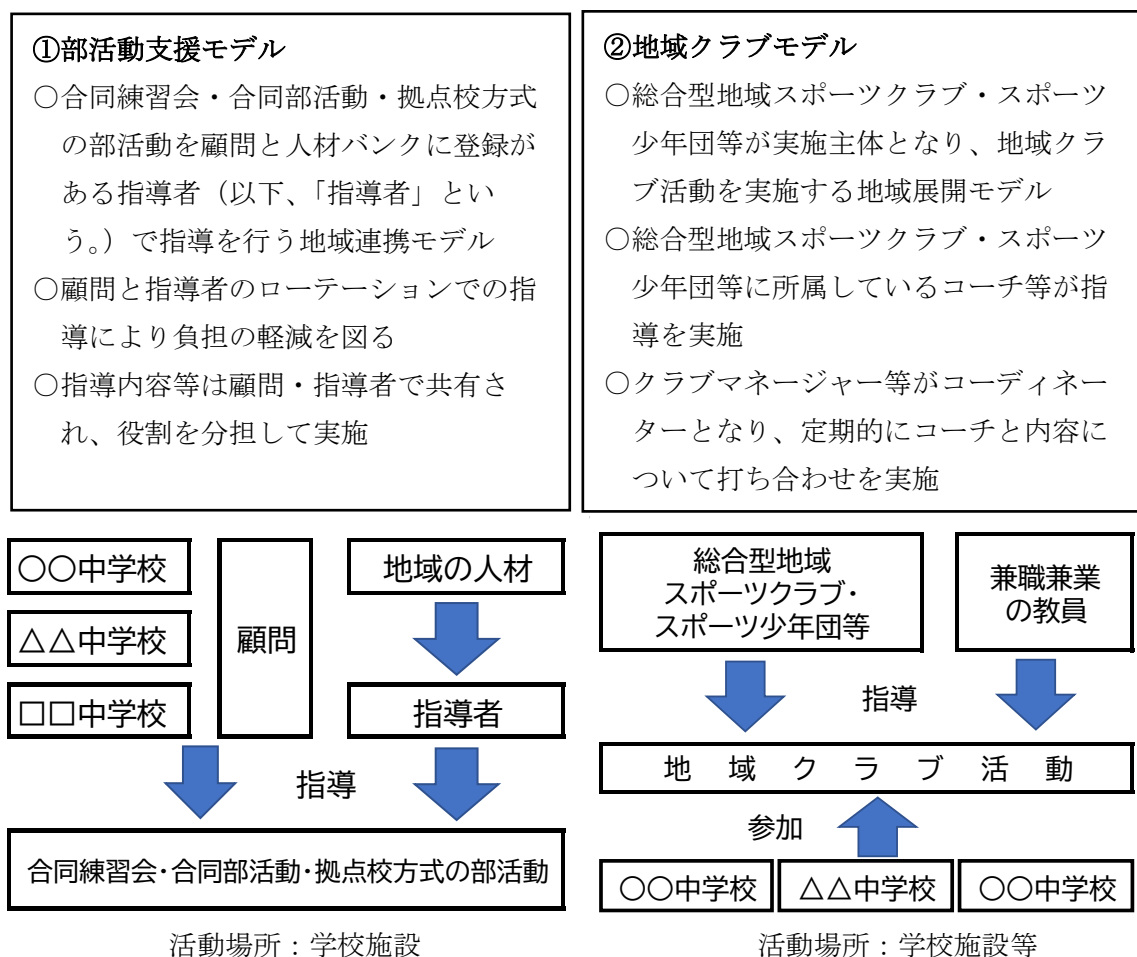
- ・すべての生徒が自分の望む形でスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる
- ・地域と学校、行政が一体となった持続可能な活動・運営体制を構築している

2. 学校部活動の地域展開等のイメージモデル

次に示す2つのイメージモデルに基づき、競技や種目の特性等に応じた体制を整備することを旨とする。

学校部活動の意義を継承する観点から、段階的に地域展開等を進めていくこととし、競技や種目の特性に応じて、柔軟に体制を整えていく。

なお、地域展開等を進めるにあたり、和歌山市中学校長会、スポーツ関係団体、文化芸術団体はもとより、生徒や保護者の意見を取り入れながら取組を進めていくものとする。



※部活動支援モデルにおける実施形式の整理

合同練習会	合同部活動	拠点校方式の部活動
<ul style="list-style-type: none"> ・学校に部が必要 ・部に顧問が必要 ・大会等には各学校で出場 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に部が必要 ・部に顧問が必要 ・大会等には合同で出場 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点校にのみ部が必要 ・拠点校に指導を委託できる
<p>競技種目によっては、学校に部がない場合も考えられるので、部がある学校同士だと合同部活動、部がない場合は、部のある学校との拠点校方式の部活動となる</p>		

3. 学校部活動の地域展開等の進め方

①部活動支援モデル

全競技種目一律の地域展開ではなく、学校の立地条件や各競技種目の特性に応じた地域展開等を進める。

- ・部活動指導員や外部指導者を配置する。
- ・合同部活動を継続するとともに、団体競技を中心に拠点校方式の導入を検討する。

②地域クラブモデル

令和8年度 準備期間①（具体的な制度設計、コーディネーター【運営主体】の選定など）

令和9年度 準備期間②（競技の設定、指導者募集、学校施設の割り当てなど受け皿整備）

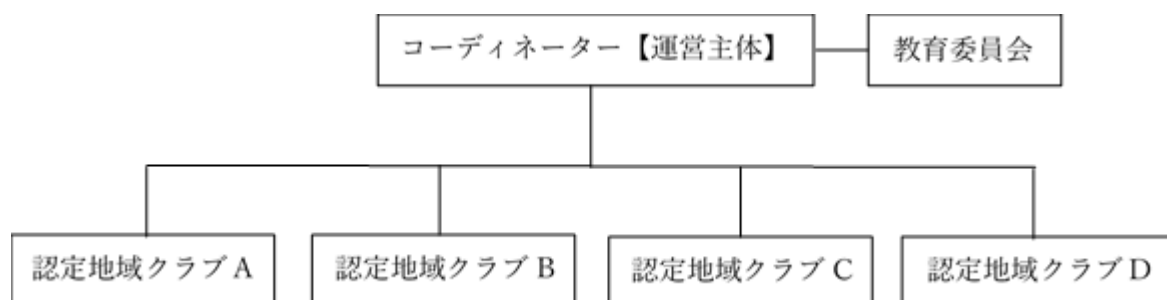
令和10年度 週末部活動なしの週を設定し、学校部活動の地域展開を休日から段階的に実施する。

- ・部活動なしとする週

令和10年度・・・月2回（原則 第2、4週目）

令和11年度・・・休日の部活動廃止（中間評価を踏まえて）を目指す。

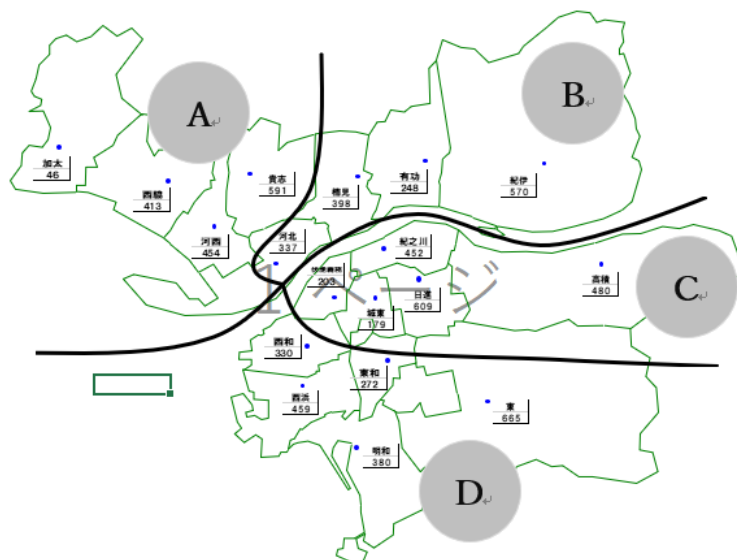
※イメージ図（和歌山市を4つに分けた場合）



- ・エリアごとに1つの認定地域クラブを配置する。
- ・その認定地域クラブに対して、公的支援をする。
- ・各認定地域クラブで指導者募集、登録をして、学校施設を利用して様々な競技を実施する。
- ・指導者資格 特に必要としない。

※登録後の研修制度を設け、指導者としての資質向上を図る。

- ・受益者負担（参加費） 週1回（月4回程度）月額1000円～3000円程度を目安とする。



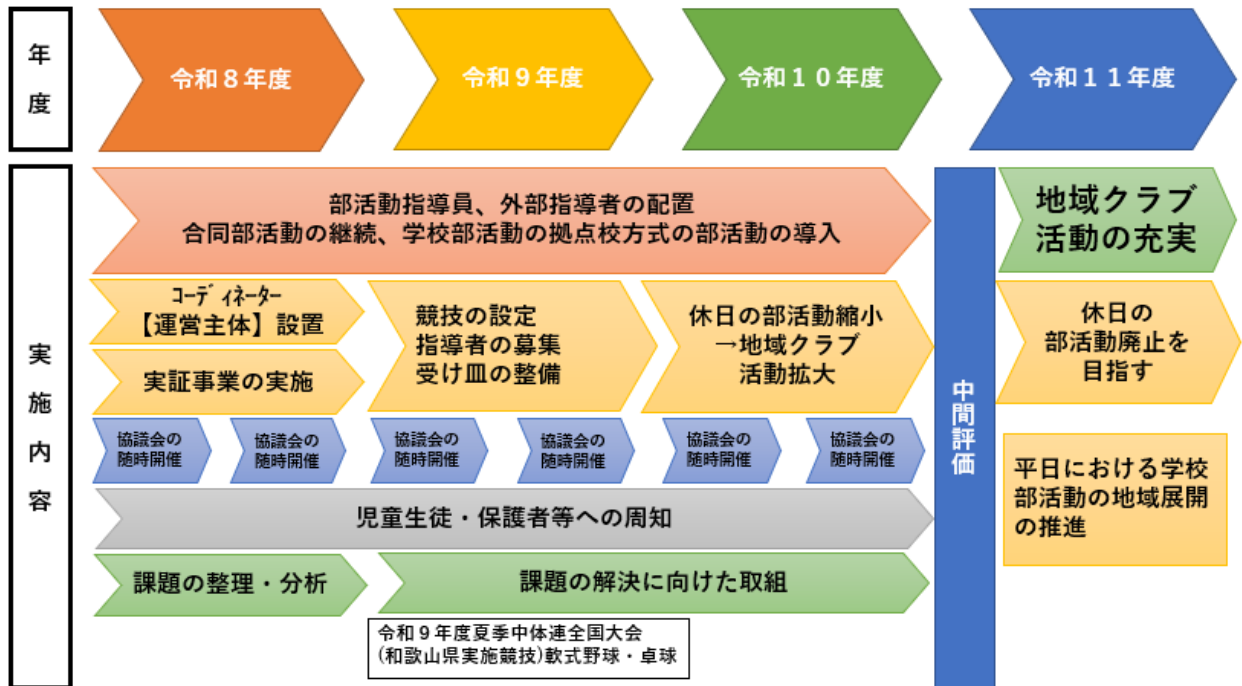
③学校部活動の地域展開等についての情報発信

- ・和歌山市教育委員会のホームページ等を通じて周知を行う。
- ・学校保護者間連絡ツールで保護者への周知と併せて、児童生徒にも1人1台端末を利用して広報用のチラシを配布し、地域展開等への理解促進を図る。

④学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会での協議

- ・地域展開等を進めていく上で、取組の状況や新たな課題について随時協議を行う。

4. スケジュール



5. 地域クラブ活動の認定制度について（文部科学省ガイドラインより）

【呼称】認定地域クラブ活動

① 認定の仕組み

- ・国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- ・地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定



② 認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

【市区町村等が、地域の実情に応じて、②「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。】

※和歌山市の場合、「⑧総合型地域スポーツクラブに登録済またはスポーツ少年団に加盟していること」を認定要件として加える。

③認定のメリット

- ・地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ・現在、学校部活動で顧問として指導している教職員については、兼職兼業を承認されることにより有償で指導者として従事することができる。

IV 和歌山市教育委員会等の役割

1. 和歌山市教育委員会の役割

①和歌山市教育委員会は、今後の学校部活動の地域展開等に向けて、推進協議会の開催及び関係者との連絡・調整を行い、各関係者同士の連携を支援する。

※学校部活動の地域展開等の関係者

- ・和歌山市教育委員会 ・市長部局 ・和歌山市中学校長会 ・和歌山市小、中学校 PTA 連合会
- ・和歌山市中学校体育連盟 ・和歌山市体育協会 ・各競技団体
- ・和歌山市スポーツ少年団 ・総合型地域スポーツクラブ（和歌山市内）
- ・和歌山市スポーツ推進委員連盟 ・和歌山県合唱連盟
- ・和歌山県吹奏楽連盟 ・学校運営協議会

②和歌山市教育委員会は、学校部活動の地域展開等に向けた取組について、必要に応じてアンケート調査により児童生徒・保護者等のニーズを把握し、小中学校と連携して情報発信を行う。

③和歌山市教育委員会は、今後の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方について、その趣旨や活動時間等を示した和歌山市部活動指針の改訂を行う。

2. 学校の役割

①学校は、本市の地域展開等の取組と並行して現在の学校部活動の運営の見直しを行い、和歌山市教育委員会との連携のもと、運営体制を整備していく。

②学校は、和歌山市教育委員会と連携し、児童生徒・保護者に本市の地域展開等に向けた取組について、入学説明会等で周知を行う。

V 方針の見直し

和歌山市教育委員会は、よりよい取組としていくために随時改善を図る。そのため、取組状況や課題等を踏まえつつ、必要に応じて、各内容について整理し、更新する。